

第10章 施行日、経過措置及び他法律の一部改正

I. 附則のあらまし

改正法附則は、イ)改正法の施行期日を定める規定、ロ)改正法の施行に伴う経過措置を定める規定、ハ)政令への委任を定める規定、ニ)本則の改正に伴う他法の形式的改正を行う規定からなっている。

改正法の施行期日は、附則第1条本文において平成9年4月1日と規定したが、現金納付制度導入に関する改正規定の施行期日については、利用者の利便性の向上等の観点から本則の主要改正の施行日より半年前の平成8年10月1日とし、商標権の指定商品の書換についての規定の施行期日については、施行までに必要な書換基準のマニュアルの作成やシステムサポートの構築のための準備期間及び商標権者への周知期間等を考慮して、本則の主要改正の施行日より1年後の平成10年4月1日とした。また、今回の改正は、商標法条約の義務の履行をも凶るものであるところ、改正法案を作成する段階では、商標法条約が我が国についての効力を生ずる日が確定していなかったため、改正法の施行が矛盾なく行えるよう効力を生ずる日が変動しても対応できるような施行期日の規定も整備した。

また、改正法は、商標法条約に対応した手続の簡素化・国際調和のための改正をはじめとして、不使用取消審判制度の改善、連合商標制度の廃止、付与前異議申立制度から付与後異議申立制度への移行、立体商標制度の導入、団体商標制度の明文化等、従来の制度を大幅に改正する内容となっている。このため、附則においては、広範な経過措置が規定されている。なお、経過措置規定の順序は、本則において改正を加えた元の法令の条文順となっている。

改正法は、商標制度利用者の利便性向上を基本目的としていることもあり、原則としては即日、改正法の規定を適用することとしている。すなわち、改正

法施行前にした既存の商標登録出願、商標権等について既得の権利・地位を変更するような場合等であっても、その変更が商標法等の趣旨（制度利用者の利便性の向上：手続の簡素化・国際化等）に即したものであれば、改正法を適用することとしているのである。ただし、当然、商標権者等の既得権利の保護等につき必要があれば、個別の事項ごとに経過措置を設けることとしている。

本章では、こうした附則に規定する施行期日及び経過措置等の内容について周知徹底が図れるよう、詳細にその内容を解説することとした。

II. 附則の概要

- (1) 改正法は、平成9年4月1日から施行することとした。ただし、現金納付制度導入に関する改正規定は平成8年10月1日から、商標権の指定商品の書換についての規定は平成10年4月1日から、商標法条約の締約国をパリ条約の同盟国等と同等に扱うこととするための改正規定は同条約が我が国において効力を生ずる日から、それぞれ施行することとした。
- (2) 改正法施行前から立体商標の使用をしていた者は、継続してそれを使用する場合には、他人がその立体商標について登録を受けた場合であっても、その商標の使用をしてその商品又は役務に係る業務を行っている範囲内において、その商標の使用をする権利を有することとした。
- (3) 改正法施行前にされた商標登録出願についての、権利の客体たる指定商品・役務の区分の審査は、「一出願一区分制」が適用されることとした。
- (4) 改正法施行の際現に特許庁に係属中の連合商標の商標登録出願又は現に存する連合商標に係る商標権は、改正法による通常の商標の商標登録出願又は通常の商標に係る商標権となったものとみなすこととした。
- (5) 改正法施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人又は改正法施行前にされた商標登録に係る商標権者が改正後の商標法第7条第1項に規定する法人であるときは、その商標登録出願人又は商標権者は、平成10年3月31日までに特許庁長官にその旨を申し出た場合に限り、そ

の商標登録出願又は商標登録を団体商標の商標登録出願又は団体商標の商標登録に変更することができることとした。

- (6) 付与後異議申立制度は、平成9年4月1日において出願公告決定の謄本送達がされていない商標登録出願についても適用することとした。
- (7) 商標権の存続期間の更新登録制度の改正に関する事項は、改正法施行の際現に特許庁に係属している商標権の存続期間の更新登録出願については、適用しないこととした。
- (8) 改正法施行前から生じていた後発的な公益的不登録事由に基づいて請求された無効審判における登録無効審決が確定した場合の効果遡及については、改正法の施行日から登録が存在しなかったものとみなすこととした。
- (9) 改正法施行前にした商標権の存続期間の更新登録については、これを無効にすることについて審判を請求することができることとし、除斥期間の適用もあることとした。
- (10) 登録商標の不使用取消審判についての改正規定は、改正法の施行後にする審判請求から適用することとし、連合商標の使用により取消を免れる改正前の特例規定については、施行後も平成12年3月31日までは、その連合商標が施行日前に使用されたものに限りその効力を有することとした。
- (11) サービスマークの登録制度導入の際の特例措置として生じている重複登録に係る商標権についての最初に迎える更新にあっては、申請によらず出願手続を求めることとした。
- (12) 改正法の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則については、施行前の規定を適用することとした。
- (13) 改正法の施行に関し更に必要となる経過措置は、政令で定めることとした。
- (14) 平成三年改正法、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律、登録免許税法、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律及び特許特別会計法の一部を改正した。

III. 附則の規定の解説

1. 改正法の施行期日

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中商標法第四条第一項第二号及び第五号の改正規定、同法第九条第一項の改正規定、同法第九条の二の前に見出しを付す改正規定、同法第九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第一項の改正規定並びに同法第五十三条の二の改正規定並びに第六条の規定
商標法条約が日本国について効力を生ずる日

二 第一条中商標法第四十条第四項及び第七十六条第四項にただし書を加える改正規定、第二条中特許法第一百七条第三項、第一百二十二条第三項及び第一百九十五条第五項にただし書を加える改正規定、第三条中実用新案法第三十一条第三項、第三十三条第三項及び第五十四条第四項にただし書を加える改正規定、第四条中意匠法第四十二条第四項、第四十四条第三項及び第六十七条第四項にただし書を加える改正規定、第五条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第四項にただし書を加える改正規定並びに附則第二十七条の規定（平成八年十月一日）

三 第一条中商標法附則に二十九条を加える改正規定（同法附則第二条第二項に係る部分を除く。）（平成十年四月一日）

本条は、改正法の施行期日について規定したものである。

本条本文において、改正法の施行日を原則として平成9年4月1日とする旨を規定し、ただし書においてこれに対する例外を規定している。

今回は、昭和34年法以来の大改正であるため、特許庁側の準備及び一般への周知にしかるべき時間をかける必要があることから、公布から施行までに約1年を見込み、施行日を平成9年4月1日としたものである。なお、今回の改正は、商標法条約の義務の履行をも図るものであるが、この商標法条約第20条(3)では、「その批准書又は加入書を寄託した日の後三箇月でこの条約に拘束される」旨規定されており、施行期日との整合をとるため、関係省庁と協議の上、商標法条約の加入書の寄託を平成9年1月1日とする予定である。

第1号は、商標法条約が日本国について効力を生ずる日が、仮に平成9年4月1日より遅れることとなった場合を想定して設けられた規定である。

今回の改正では、商標法条約が発効することを前提に「商標法条約の締約国」との文言を商標法の条文中に規定した条項が存在する。しかしながら商標法条約が日本国について効力を生ずる日は、改正法案を作成した段階では未定であり、平成9年4月1日以降となる可能性もあった。この場合に、未だ日本国について効力が生じていない商標法条約を盛り込んだ形で平成9年4月1日に改正法を施行することは不適切であるため、該当部分については、本号において「日本国について効力を生ずる日」を施行日として規定したものである。なお、条約が効力を生ずる日が平成9年4月1日以前となることも論理的には考えられるが、加入書の寄託のタイミングをコントロールすることにより、実際上は4月1日以前になることはないよう担保できることとなる。

第2号は、現金納付制度導入に係る法律改正の施行期日に関する規定である。現金納付については、利用者の利便性の向上及び手続きの簡素化の観点からできる限り早期に実施することが適当であり、現金納付制度導入に必要な命令、システムの構築、業務処理体制の整う最短期日である平成8年10月1日から実施することとしたものである。

第3号は、商標権の指定商品の書換についての規定の施行期日を定めたものである。

書換についての規定を平成10年4月1日施行とし、本則の主要改正の施行日から1年遅らせることとしたのは、次のような理由によるものである。

- ① 書換の対象となる商標権が120万件を越える膨大な件数であり、かつ、旧区分が4種類存在し複雑であることから、商標権者及び特許庁の書換に係る負担を極力軽減するための書換基準的マニュアルの作成、システムサポートの構築のための準備期間が必要であること。
- ② 商標権者に対し、十分な周知期間を設ける必要があること。
- ③ 今回の商標法改正に係る事項は広範であり、新制度の導入（一出願多区分、多件一通、立体商標、付与後異議等）もあることから、これらの施行と同時に書換制度を施行することは、新制度への円滑な移行に支障が生じることが懸念されること。

同号中の括弧書については、特許庁長官が受付開始日を指定する行為は平成10年4月1日以前に行う必要があるため、この部分に限っては改正法の施行期日の原則である平成9年4月1日を施行日としたものである。

2. 経過措置

(1) 立体商標制度導入に伴う経過措置

(立体商標についての経過措置)

第二条 この法律の施行前から日本国内において不正競争の目的でなく他人の登録商標（この法律の施行後の商標登録出願に係るものを含む。）に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標（第一条の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第五条第二項に規定する立体商標に限る。以下この条において同じ。）の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその商品又は役務に係る業務を行っている範囲内において、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をす

る権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

- 3 第一項の規定により商標の使用をする権利を有する者は、この法律の施行の際現にその商標がその者の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、同項の規定にかかわらず、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。
- 4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。
- 5 立体商標に係る商標登録を受けようとする者が、新商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日（以下この項において「出品等の日」という。）が、平成九年四月一日前であるときは、出品等の日は平成九年四月一日とみなす。
- 6 立体商標に係る商標登録を受けようとする者が、新商標法第九条の二、第九条の三又は第十三条第一項において準用する第二条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十三条若しくは第四十三条の二第二項の規定により優先権を主張しようとする場合において、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日（以下この項において「出願日」という。）が、平成九年四月一日前であるときは、出願日は平成九年四月一日とみなす。
- 7 第一項から第四項まで及び前項の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。

本条は、立体商標制度導入に関する経過措置を定めている。

本条第1項は、不正競争の目的でなく改正法の施行前から立体商標の使用をしていた者は、継続してそれを使用する場合には、たとえ他人がその立体商標について登録を受けたとしても、施行の際現にその立体商標の使用をしてその商品又は役務に係る業務を行っている範囲内で、その立体商標の使用をする権利（以下「継続的使用権」という。）を有する旨を規定する。

本来、登録された他人の商標権が存在すると、これと抵触する商標の使用はできなくなるのであるが、この継続的使用権は、立体商標制度の施行前に形成されている立体商標の使用者の既存の評価・信用を保護し、取引秩序を維持するために認めることとしたものである。しかし、継続的使用権を有する者が無制限に事業拡大をできるとなると、抵触する商標権を有する者の利益を著しく損なうおそれがあるため、継続的使用権を改正法の施行の際現にその立体商標の使用をしてその商品又は役務に係る業務を行っている範囲内で認めることとした。この結果、地域的にもその使用が限定されることになる。例えば、業務を行っていた地域以外に支店を拡大するようなことは認められない。

なお、「他人の登録商標」に「施行後の出願に係る登録商標」をも含ませたのは、施行前にすでに登録されている平面商標に対してのみならず、施行後に出願をして登録される平面商標及び立体商標に対して、継続して商標の使用をする権利を認めるのでなければ、施行前から立体商標を使用している者の保護が十分に図れなくなるからである。

第2項は、当該商標権者又は専用使用権者が継続的使用権を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことの請求をすることができることとしている。混同を防ぐのに適当な表示とは、例えば「営業地名」等の表示が考えられる。

第3項は、第1項の規定による継続的使用権が改正法の施行の際現に業務を行っている範囲内で認められるのに対して、その使用に係る立体商標が需要者の間に広く認識されているときは、そのような制限を加えずに継続的使用権を

認めることとした。このため、本項の規定による継続的使用権の下では、第1項の規定による継続的使用権の場合とは異なり、その立体商標をその商品又は役務に使用して地域的な事業拡大も可能となる。

第4項は、第2項に規定する混同防止表示請求を第3項の場合にも準用する旨を規定する。

第5項は、商標法本則第9条（所定の博覧会に出品又は出展した商品又は役務について使用をした商標を商標登録出願した場合には、その商標登録出願は出品又は出展の時にしたものとみなす旨の規定）の特則を規定している。すなわち、改正法の施行前の博覧会への出品又は出展に基づき第9条の規定の適用を受けようとする場合であっても、その出願が立体商標の商標登録出願である場合には、その出願日は、改正法の施行日までの遡りしか認めないこととしている。このような扱いをすることとしたのは、立体商標制度が改正法の施行日（平成9年4月1日）よりスタートするものであり、この施行日より前に事實上、立体商標について出願をすることとなるのを認めるのは適当でないからである。

第6項は、改正法の施行前にパリ条約の同盟国でされた立体商標の登録出願に基づく優先権の主張をして商標登録出願をした場合の最初の出願日（最初の出願とみなされた又は認められた出願の日を含む。）は、改正法の施行日とされ、施行日前とされることはない旨の規定である。前項の場合と同様の理由に基づくものである。

なお、施行日前の立体商標の登録出願は、その処分時が施行日の前か後にかかわらず、一切認められない。本条第5項及び第6項は、これを前提とした規定である。

第7項は、第5項の規定を除く前項までの規定を防護標章登録に基づく権利に準用する旨を規定する。なお、第5項を除いたのは、改正後の商標法第9条第1項の規定が博覧会に出品・出展するという商標の現実の使用を前提とするものであるので、本来的に使用する意思がないことを前提とする防護標章登録ではその規定の適用を考慮する必要がないためである。